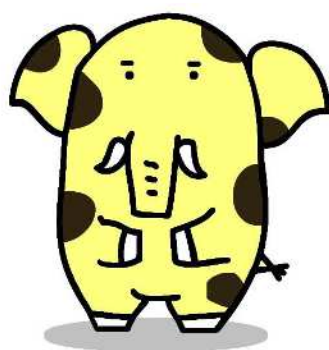


令和5年度 男女共同参画年次報告書



新座市

目 次

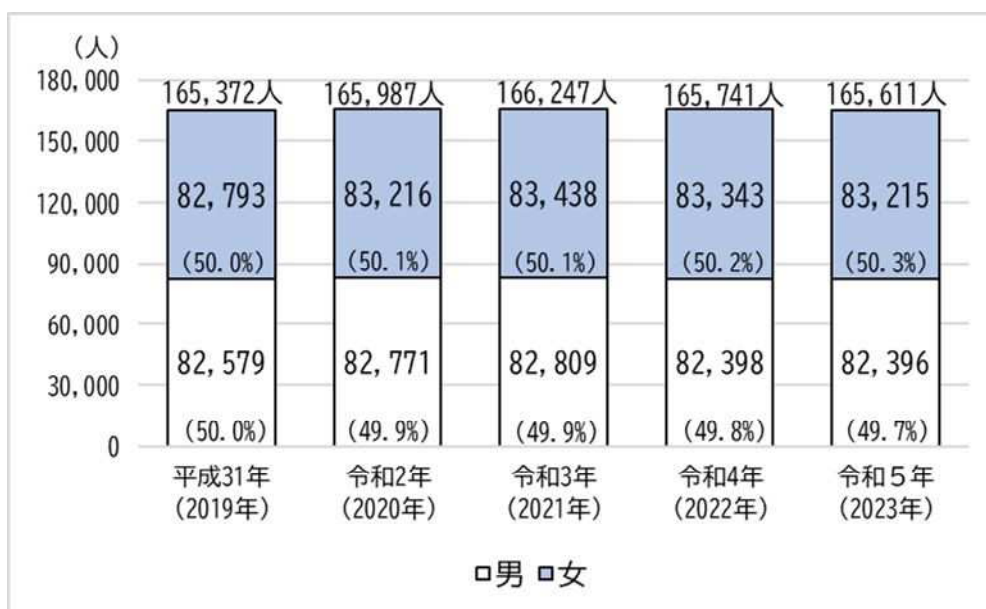
1	統計からみる新座市の現状	1
(1)	人口の推移	1
(2)	年齢3区分人口の推移	1
(3)	合計特殊出生率	2
(4)	女性の年齢階級別労働力率（国・県・新座市）	2
(5)	年齢階級別労働力率（新座市男女別）	3
(6)	審議会等における女性の登用状況	3
(7)	市役所における女性職員の人数	4
(8)	女性職員の管理職への登用率	4
(9)	男性職員の育児休業の取得率	5
(10)	町内会の方針決定への参画	5
(11)	市議会への参画	6
2	第4次にいざ男女共同参画プランの取組状況	7
(1)	計画の概要と施策の体系	7
(2)	プラン体系別評価結果	10
	資料	
	体系別事業の実施状況	12

1 統計からみる新座市の現状

(1) 人口の推移

本市の人口は、令和5年（2023年）4月1日現在、165,611人です。近年は、人口に占める男女の比率に大きな変化はありません。

男女別人口の推移

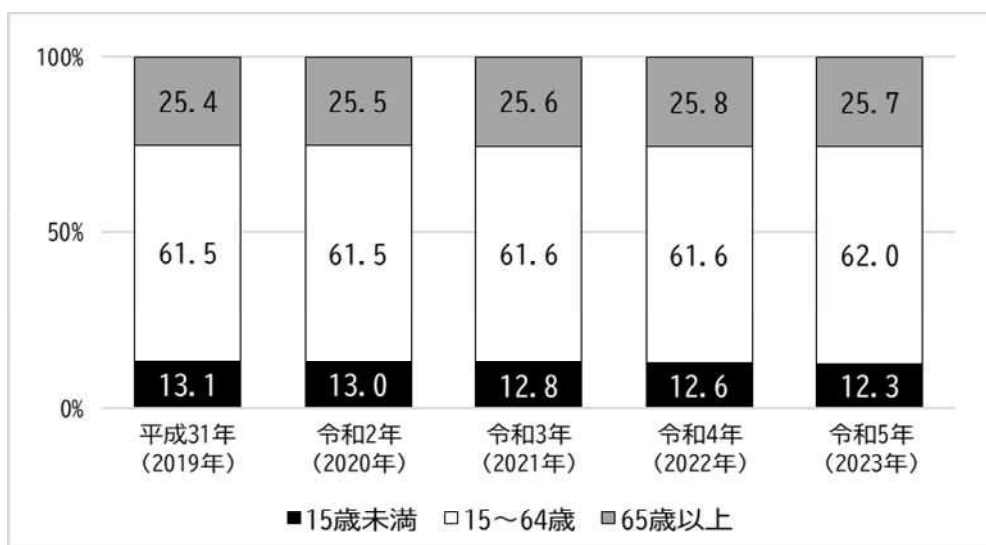


資料：統計にいざ(各年4月1日現在)

(2) 年齢3区分人口の推移

本市の年齢3区分人口は、平成31年（2019年）から5年間は、大きな変化はありません。

年齢3区分人口の推移

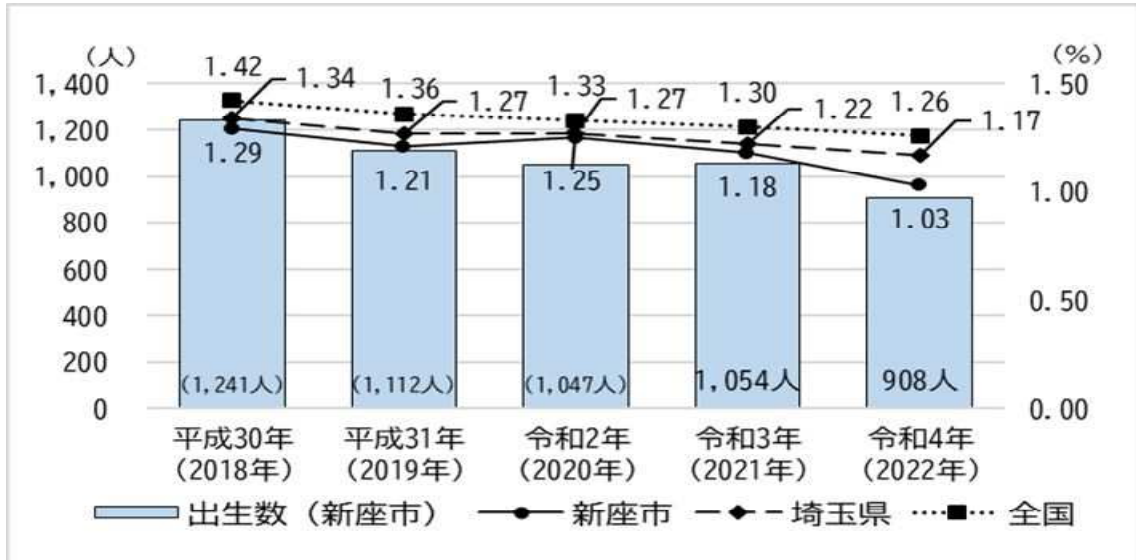


資料：統計にいざ(各年4月1日現在)

(3) 合計特殊出生率

本市における令和4年（2022年）の合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に生む子どもの平均数を示す指標。15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計することによって求める。）は、1.03となっています。

合計特殊出生率の推移



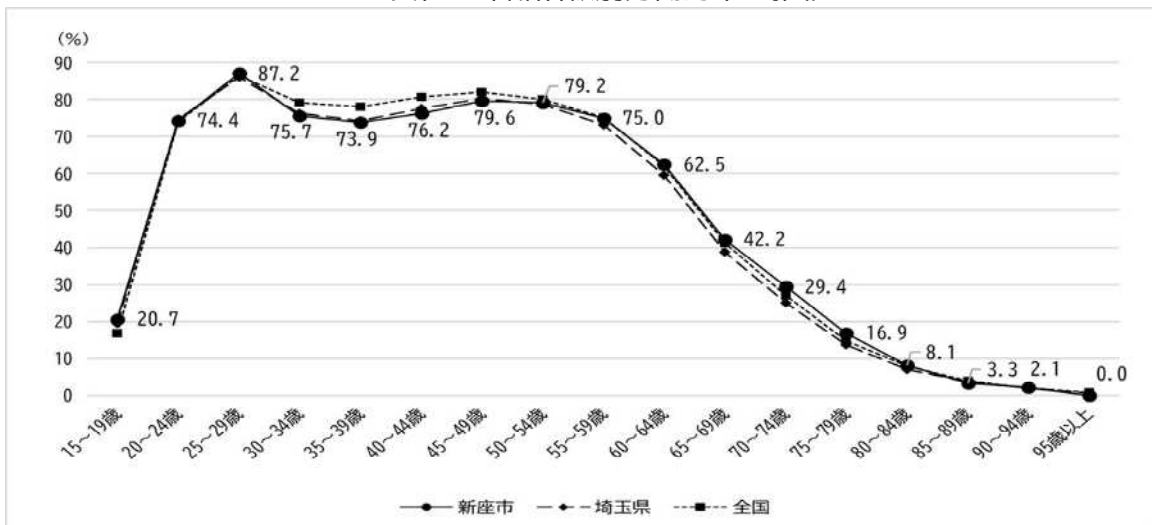
資料：埼玉県の人口動態概況（埼玉県保健医療政策課）

(4) 女性の年齢階級別労働力率（国・県・新座市）

本市の女性の労働力率※（15歳以上人口に占める労働人口）の推移を見ると、25～29歳が87.2%と最も高く、次いで45～49歳が79.6%と高くなっています。

一方で30～39歳では労働力率の低下が見られます。埼玉県や国と比べると、若干低い状況にあります。

女性の年齢階級別労働力率の推移



資料：総務省統計局「令和2年国勢調査」

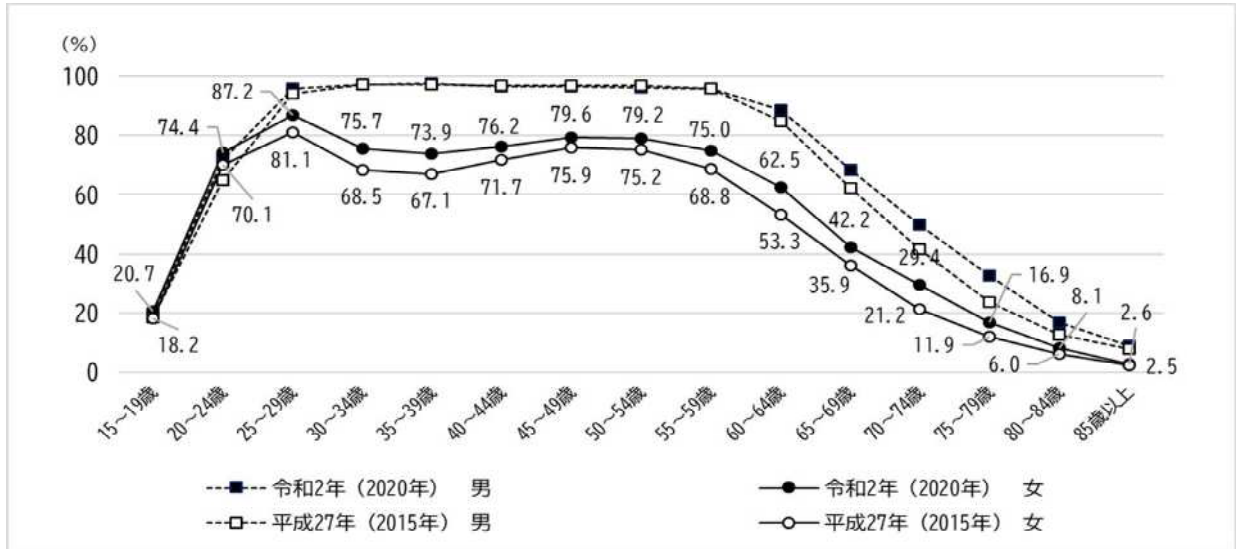
※労働力率については、労働力状態「不詳」の者を除いて算出

(5) 年齢階級別労働力率（新座市男女別）

本市の令和2年（2020年）の女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働人口）は、平成27年（2015年）と比べるとM字カーブの底が上昇しています。これは、未婚化の進展だけでなく、結婚・出産を経ても就業を希望する層が増えていることなどが要因として考えられます。

男性の労働力率については、女性に見られるような労働力率の低下は見られません。

年齢階級別労働力率の推移



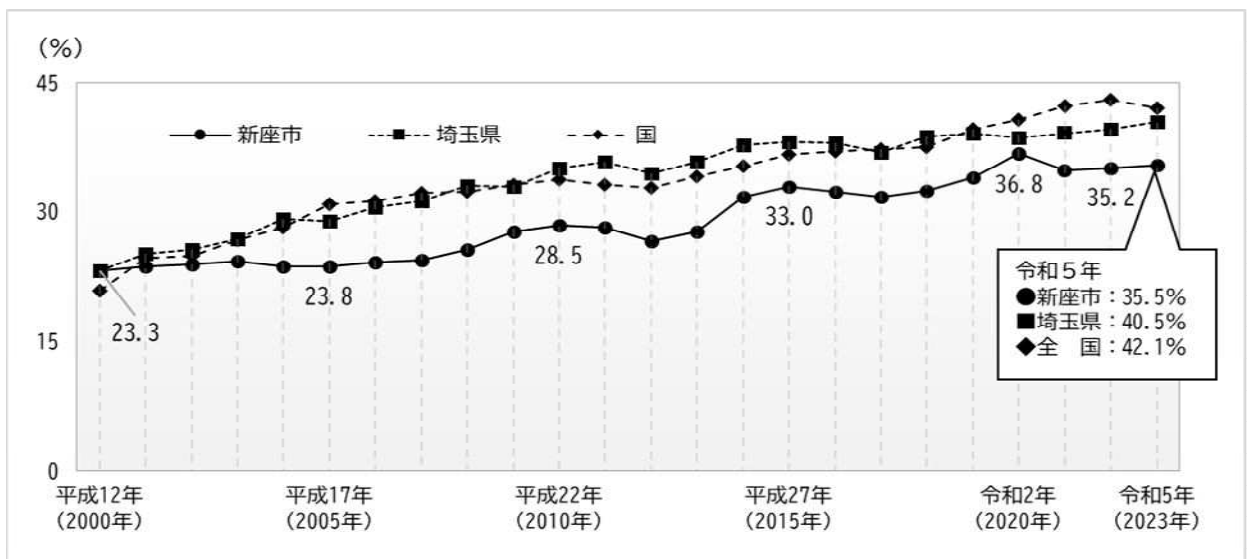
資料：総務省統計局「令和2年国勢調査」及び「平成27年国勢調査」
*労働力率については、労働力状態「不詳」の者を除いて算出

(6) 審議会等における女性の登用状況

新座市の審議会等における女性の登用状況は、令和5年（2023年）では35.5%となっており、前年（2022年）と比べると、0.3ポイント増加しています。

近年はやや増加していますが、埼玉県や国と比べると、若干低い状況にあります。

審議会等における女性の登用状況

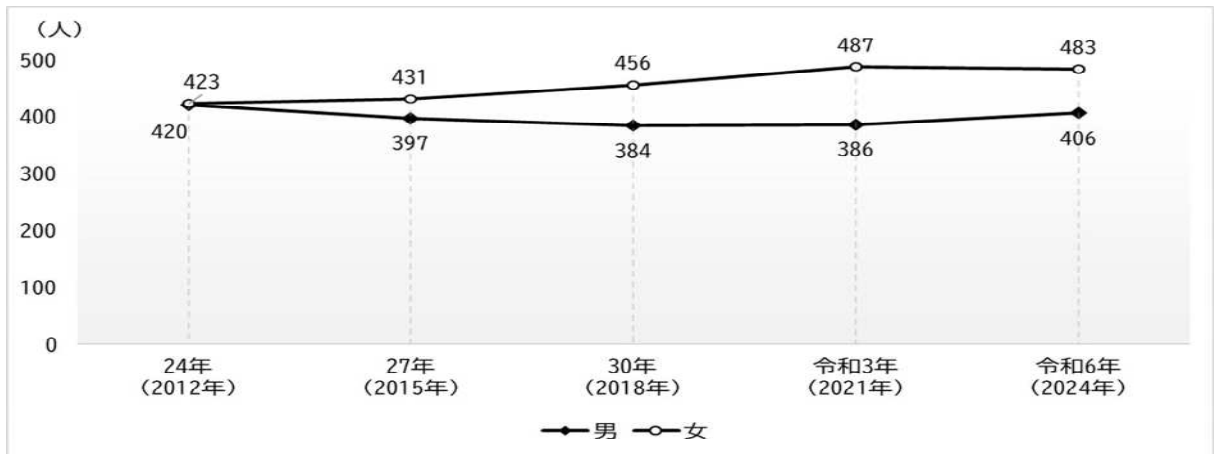


資料：人権推進室

(7) 市役所における女性職員の人数

市職員のうち女性職員の人数は、平成24年（2012年）以降、増加傾向にあります。

市役所における女性職員の人数



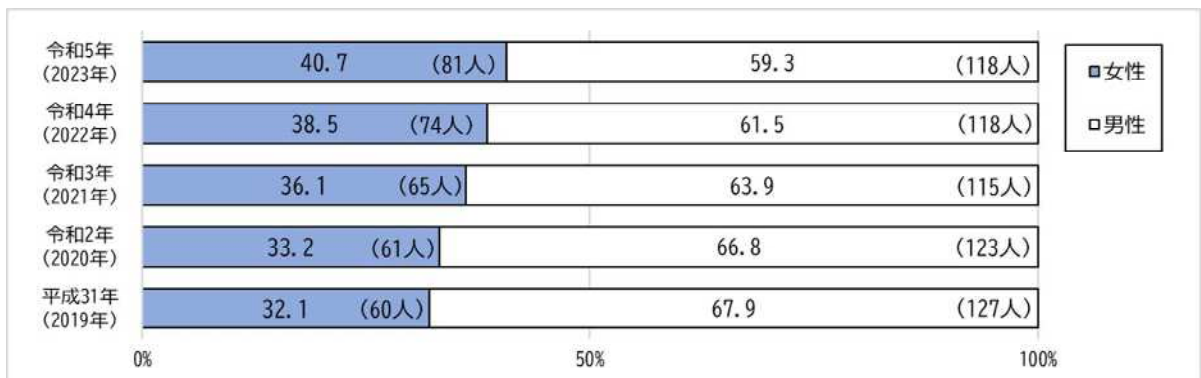
資料：統計にいざ（各年1月1日現在）
 ＊市長、副市長及び教育長を除く。
 ＊再任用フルタイム職員を含む。

(8) 女性職員の管理職への登用率

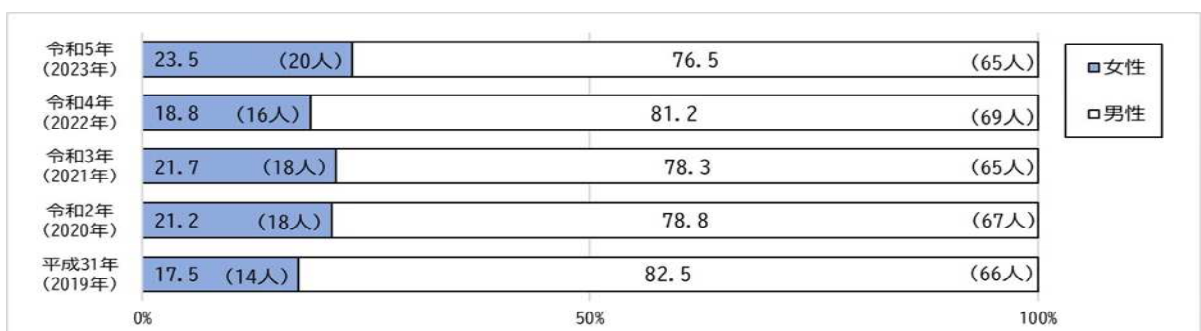
市職員のうち副課長級以上に占める女性職員の割合は、令和5年（2023年）は40.7%となっており、前年（2022年）と比べると、2.2ポイント増加しています。

また、課長級以上に占める女性職員の割合は、令和5年（2023年）は23.5%となっており、前年（2022年）と比べると、4.7ポイント増加しています。

副課長級以上に占める女性割合



課長級以上に占める女性割合

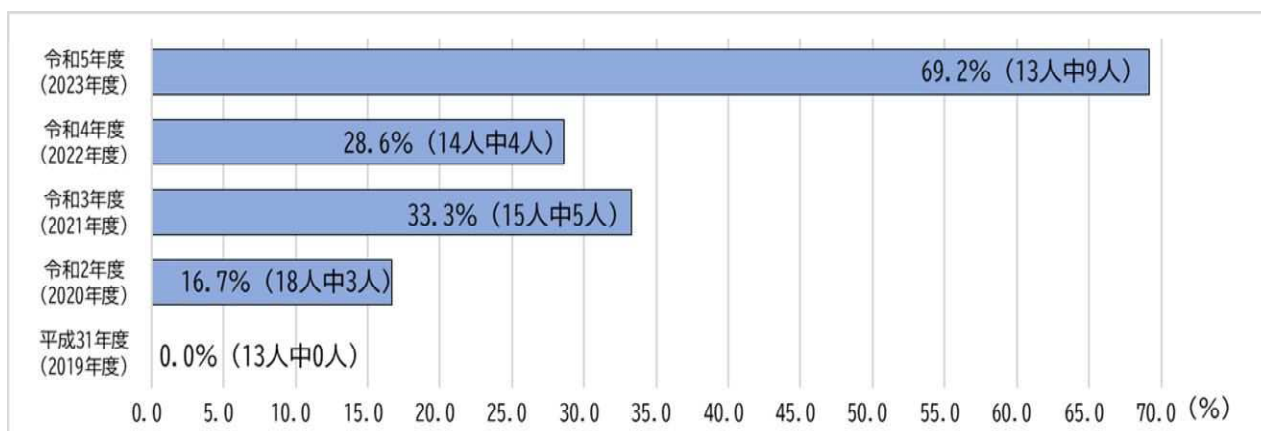


資料：人事課

(9) 男性職員の育児休業の取得率

市職員のうち男性職員の育児休業の取得率は、令和5年（2023年）は69.2%となっており、前年（2022年）と比べると、40.6ポイント増加しています。

男性職員の育児休業の取得率

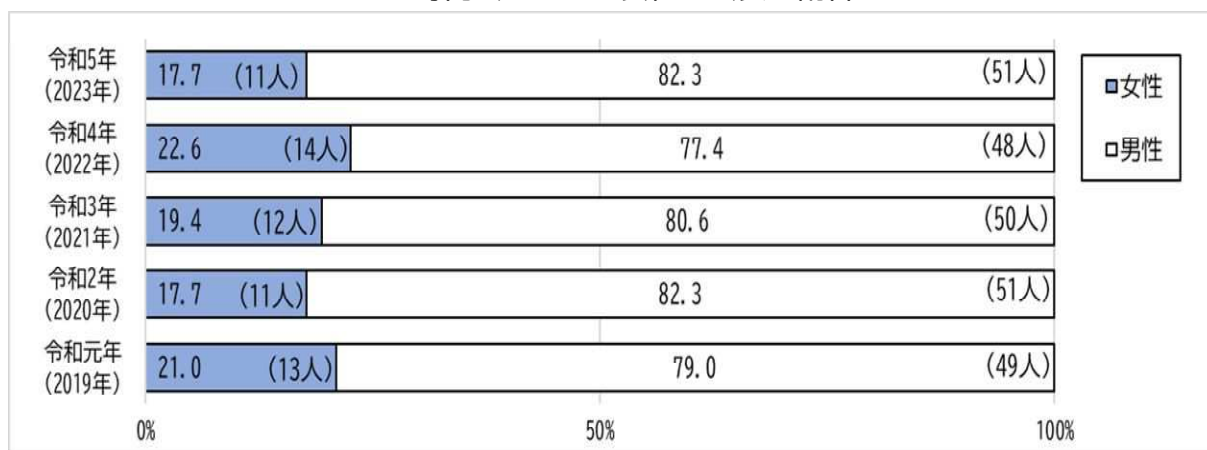


資料：第4次新座市特定事業主行動計画の進捗状況
 *（ ）内の数字は、その年度に子が出生した職員のうち育児休業を取得した職員数

(10) 町内会の方針決定への参画

町内会長等の地域活動では、方針決定に関わる役職である町内会長のうち、女性の占める割合は、令和5年（2023年）は17.7%となっており、前年（2022年）と比べると、4.9ポイント減少しています。

町内会における女性の会長の割合

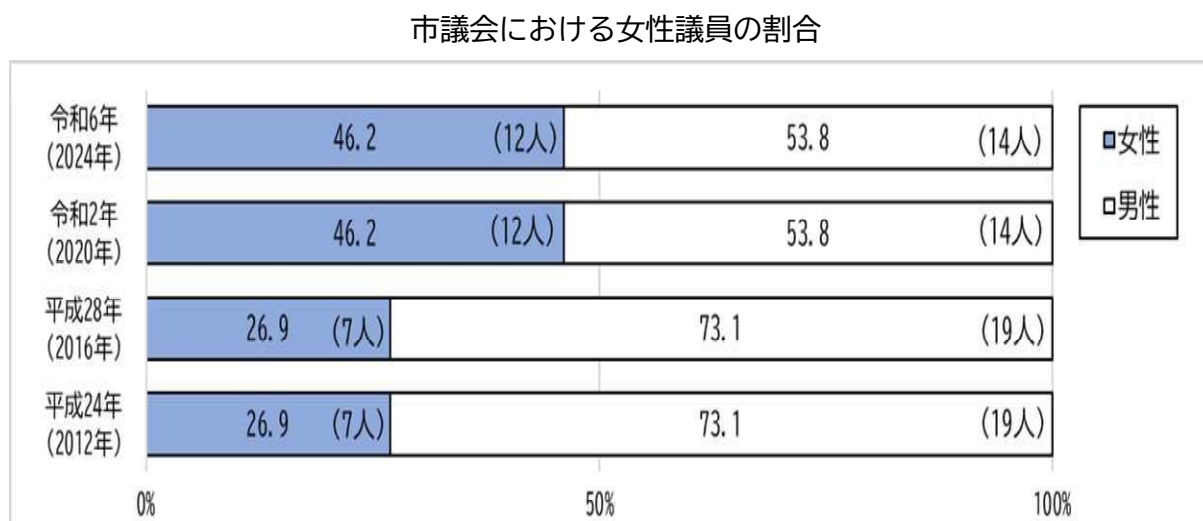


資料：地域活動推進課（各年6月1日）

(11) 市議会への参画

市議会における女性議員は、令和6年（2024年）は46.2%となっており、平成24年（2012年）と比べると、19.3ポイントと大幅に増加しています。

なお、令和5年（2023年）時点においては、埼玉県内で最も女性議員の多い市議会となっており、市区別の全国ランキングでは、6位（同率3位が3自治体）となっています。



資料：議会事務局

*全国ランキングについては、内閣府「市区町村女性参画状況見える化マップ」による。

2 第4次にいざ男女共同参画プランの取組状況

(1) 計画の概要と施策の体系

○計画の趣旨

男女共同参画社会とは、女性も男性も性別、年齢、就業や結婚の有無、性的指向などにとらわれず、互いにその人権を尊重し合い、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる社会です。新座市では、男女共同参画社会の実現に向けて、これまでに各種の施策を積極的に推進してきましたが、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は依然として根強く残っています。

「第4次にいざ男女共同参画プラン」は、新座市における男女共同参画施策を総合的に推進するための第6次に当たる基本計画です。このプランは、これまでの施策の成果や社会情勢の変化、働く場面において女性の力がいまだ潜在化していることなどを踏まえ、「女性の職業生活における活躍についての推進計画」を包括した計画として策定しました。



○計画の内容

この計画は、3つの基本目標と10の方針、24の施策、65の事業から成り立っています。

基本目標 1	あらゆる分野で男女共同参画を進める意識づくり
方針	1 男女共同参画・人権尊重意識の啓発 2 政策方針決定の場への女性の参画推進 3 男女共同参画推進に対する市民の関心の向上
基本目標 2	誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり
方針	4 女性への暴力の防止 5 生涯を通じた健康支援 6 男女共同参画の視点による防災対策 7 生活上の様々な困難への支援
基本目標 3	男女ともに働きやすい環境づくり
方針	8 女性の就労・活躍支援 9 多様な働き方の推進 10 職場における男女の均等待遇の整備

★女性の職業生活における活躍についての推進計画

○施策の体系

< 基本目標 >

< 方針 >

< 施策 >

基本目標 1

あらゆる分野で男女共同参画を進める意識づくり

1

男女共同参画・人権尊重意識の啓発

1

人権尊重意識の啓発

2

固定的性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消

3

多様な性・多様な生き方への理解の促進

4

男女平等教育・学習の推進

2

政策方針決定の場への女性の参画推進

5

審議会等への女性の登用促進

6

市議会等への参画意識の高揚

3

男女共同参画推進に対する市民の関心の向上

7

男女共同参画行政の推進

基本目標 2

誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

4

女性への暴力の防止

8

女性への暴力の防止対策と被害者支援

5

生涯を通じた健康支援

9

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての意識啓発

10

生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

6

男女共同参画の視点による防災対策

11

防災対策における女性の参画拡大

12

男女共同参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進

7

生活上の様々な困難への支援

13

ひとり親家庭等への就労支援

14

高齢者、障がい者の社会参加の促進

15

多言語に対応した生活環境の整備

16

相談体制の充実

< 基本目標 >

< 方針 >

< 施策 >

基本目標 3
男女ともに働きやすい環境づくり

「女性の職業生活における活躍についての推進計画」

8 女性の就労・活躍支援

17 女性の就労・起業支援

18 自営業、農業等における男女共同参画の推進

9 多様な働き方の推進

19 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及啓発

20 子育て・介護の支援体制の充実

21 男性の家事・育児・介護への参加促進

22 多様な働き方を推進するための職場環境の整備

10 職場における男女の均等待遇の整備

23 ポジティブ・アクション（積極的に格差を是正する措置）の推進

24 男女共同参画を阻害するハラスメント防止の徹底

(2) プラン体系別評価結果

第4次にいざ男女共同参画プランでは3つの基本目標をもとに10の方針を掲げています。この方針に基づき、19の所管課で65の事業を実施しています（複数の課にまたがっている事業があるため、延べ事業数は、124事業となっています。）。

これらの事業の令和5年度の実施状況について、所管課による自己評価を行っています。評価は、「所管課評価」及び「配慮度チェック」から行っています。

○ 所管課評価

A：事業を実施し、成果が得られた

B：事業を実施したが、成果があまり得られなかった

C：事業を実施しなかった

○ 配慮度チェック

ア：固定的な役割分担にとられない事業内容になっているか

イ：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか

ウ：事業の実施にあたり男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮されているか

エ：事業の方向性を男女共同参画に配慮した

オ：事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか

◆評価結果◆

基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女共同参画を進める意識づくり（延べ41事業）

○ 所管課評価

	A	B	C	計
事業数	36（－）	0（－）	5（－）	41
事業数に占める割合	87.8%（－）	0.0%（－）	12.2%（－）	100.0%

○ 配慮度チェック

	ア	イ	ウ	エ	オ
事業数	34（－）	10（－）	7（－）	19（－）	28（－）
事業数に占める割合	82.9%（－）	24.4%（－）	17.1%（－）	46.3%（－）	68.3%（－）

基本目標Ⅱ 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり（延べ29事業）

○ 所管課評価

	A	B	C	計
事業数	25（－）	1（－）	3（－）	29
事業数に占める割合	86.2%（－）	3.5%（－）	10.3%（－）	100.0%

○ 配慮度チェック

	ア	イ	ウ	エ	オ
事業数	18（－）	13（－）	15（－）	13（－）	18（－）
事業数に占める割合	62.1%（－）	44.8%（－）	51.7%（－）	44.8%（－）	62.1%（－）

基本目標Ⅲ 男女ともに働きやすい環境づくり（延べ54事業）

○ 所管課評価

	A	B	C	計
事業数	46（－）	0（－）	8（－）	54
事業数に占める割合	85.2%（－）	0.0%（－）	14.8%（－）	100.0%

○ 配慮度チェック

	ア	イ	ウ	エ	オ
事業数	27（－）	15（－）	28（－）	18（－）	28（－）
事業数に占める割合	50.0%（－）	27.8%（－）	51.9%（－）	33.3%（－）	51.9%（－）

※ （ ）内は前年度数値です。ただし、令和5年度についてはプラン計画期間初年度のため、「（－）」と表示しています。

資料編

体系別事業の実施状況（令和5年度）

基本目標 1 あらゆる分野で男女共同参画を進める意識づくり

方針 1 男女共同参画・人権尊重意識の啓発

施策 1 人権尊重意識の啓発

No.	事業名	事業内容	令和5年度の 具体的な取組	所管課 評価	配慮度チェック					課題・今後の取組	担当課
					ア	イ	ウ	エ	オ		
1	研修会・講演会等の開催	人権に関する研修会・講演会等を開催し、市民の理解を深め、差別は不当なものという人権尊重意識を持てる人づくりに努める。	人権・同和問題への理解と認識を深めるため啓発資料を配布するとともに、啓発活動を実施した。 【各町内会長に対する啓発活動】 令和5年5月13日 参加者：61名	A	○			○	○	様々な機会を捉え啓発活動等を実施していく。	人権推進室
			【人権講演会の開催】 開催日 令和5年12月2日（土） 場所 新座市市民会館第1・第2会議室 参加人数 128名 講師 又野亜希子氏（ママの足は車イス著者／元幼稚園教諭、保育士）	A	○				○	今後も、本事業による人権尊重意識の啓発を推進する。	生涯学習スポーツ課
			男女共同参画講演会、人権学習、ふれあいタイムを開催した。 ・講座数 10講座 ・延べ開催回数 10回 ・延べ参加者数 381人	A	○	○	○	○	○	引き続き、機会を捉え啓発を実施していく。	中央公民館
2	広報紙やホームページ、フェイスブック等の活用	市で発行する各種の広報紙やホームページ、フェイスブック等を活用し、人権尊重意識の啓発を図る。	広報・ホームページに啓発記事（8月「人権尊重社会をめざす県民運動強調月間」・12月「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」の記事等）を掲載した。	A	○			○	○	より効果的な内容の記事を掲載していく。	人権推進室
			人権講演会の広報を掲載することで、人権尊重意識の啓発も合わせて図った。	A	○				○	今後も、イベントの広報に合わせて人権尊重意識の啓発を図る。	生涯学習スポーツ課
3	啓発資料の作成、提供	人権尊重意識向上のための啓発リーフレットや啓発冊子を作成し、多くの機会を捉えて広く市民に提供する。	人権・同和問題に関する啓発冊子「人権ア・ラ・カルト」、人権標語入りクリアファイルを作成し、啓発活動や各種研修会等で配布した。	A	○			○	○	今後も様々な機会を捉え啓発資料を配布していく。	人権推進室
			人権に関する啓発冊子「人権ア・ラ・カルト」及び人権作文集「ふれあい」を作成し、啓発活動や各種研修会等で配布した。	A	○				○	今後も様々な機会を捉え啓発資料を作成・配付していく。	生涯学習スポーツ課
4	市職員・教職員に対する啓発	人権問題について理解を深めるため、市職員・教職員を対象とした研修会等を行い、啓発を図る。	新規採用職員を対象に、初任者研修（前期・後期）において、人権問題に関する研修を実施した。 主任級職員（21名）を対象に人権教育指導者養成講座を実施した。 人権フォーラムに28名、人権フェスティバルに6名の職員を派遣した。	A	○				○	市職員の人権・同和問題への理解を深めるため、引き続き研修を実施する。	人事課
			11月に新入職員に対する人権研修を行った。（受講者52人）	A	○				○	今後も、本事業による市職員への人権尊重意識の啓発を推進する。	生涯学習スポーツ課
			・全小・中学校における「人権・同和教育プログラム」を活用した学校人権教育研修会の実施 ・学校人権教育主任研修会 年3回 ・各教科等主任研修会 年2回	A	○					今後も引き続き、人権問題についての理解を深める研修を推進していく。	教育支援課
5	男女共同参画に関する情報の収集と提供	男女共同参画に関する図書や県・他市の情報を収集し、市ホームページ等を利用して情報を提供する。	男女共同参画に関する図書、県・他市の情報を収集し、市政情報コーナーに設置した。	A	○			○	○	引き続き男女共同参画に関する図書、県・他市の情報を収集し、市政情報コーナーに設置していく。	人権推進室
6	メディア・リテラシー（情報を読み解き、活用する能力）向上のための取組	メディアからもたらされる情報を男女共同参画の立場に立って主体的な判断ができるよう、学校、生涯学習の場においてメディア・リテラシー（情報を読み解き、活用する能力）に関する啓発を行う。	一人一台端末を活用した学習を進める中で、全教科の指導において、人権や情報選択能力に関する指導を進めた。	A	○					引き続き、メディア・リテラシーについての指導を継続していく。	教育支援課
			実施なし	C						インターネット等の普及により、女性や子どもの人権を侵害するような情報の取得も容易である。メディア・リテラシーの向上を図る講座の開催を検討していく。	中央公民館

●所管課評価

- A: 事業を実施し、成果が得られた
- B: 事業を実施したが、成果があまり得られなかった
- C: 事業を実施しなかった

●配慮度チェック

- ア: 固定的な役割分担にとらわれない事業内容になっているか
- イ: 事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
- ウ: 事業の実施にあたり男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮されているか
- エ: 事業の方向性を男女共同参画に配慮したか
- オ: 事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか

基本目標1 あらゆる分野で男女共同参画を進める意識づくり

方針1 男女共同参画・人権尊重意識の啓発

施策2 固定的性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消

No.	事業名	事業内容	令和5年度の 具体的な取組	所管課 評価	配慮度チェック					課題・今後の取組	担当課
					ア	イ	ウ	エ	オ		
7	研修会・講演会等の開催	男女共同参画について理解を深めるため、研修会・講演会等を開催する。	男女共同参画関連講座及び男女共同参画パネル展を開催した。	A	○	○	○	○	○	男女共同参画についての周知を図るとともに社会の動向、市民の関心を考慮して、内容の検討を行い、参加者数の増加に努める。	人権推進室
			男女共同参画講演会、人権学習、ふれあいタイムを開催した。 ・講座数 10講座 ・延べ開催回数 10回 ・延べ参加者数 381人	A	○	○	○	○	○	引き続き、テーマを考えながら実施していく。	中央公民館
8	広報紙やホームページ、フェイスブック等の活用	市で発行する各種の広報紙やホームページ、フェイスブック等を活用し、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動を推進する。	男女共同参画推進等に関する記事を広報紙や市ホームページ等に掲載した。また、男女共同参画情報紙「For You」を発行した。 【主な広報記事】 ・男女共同参画週間 ・男女共同参画パネル展	A	○			○	○	男女共同参画の動向や講座・講演会等の情報をより効果的なタイミングで掲載するよう努める。また、内容の充実にも努める。	人権推進室
9	民生・児童委員や地域団体等への啓発	民生・児童委員や町内会の役員など地域のリーダーが男女共同参画の必要性を理解し、地域活動を推進できるよう意識啓発を図る。	人権・同和問題への理解と認識を深めるため啓発資料を配布するとともに、啓発活動を実施した。 【各町内会長に対する啓発活動】 令和5年5月13日 参加者：61名 【民生・児童委員に対する啓発活動】 令和5年4月11日 参加者：210名 【新座市商工会理事会】 令和5年4月26日 参加者：30名	A	○			○	○	様々な機会を捉え啓発活動を進めていく。	人権推進室
10	市職員・教職員に対する啓発	男女共同参画について理解を深めるため、市職員・教職員を対象として研修会等を行い、啓発を図る。	新規採用職員を対象に、初任者研修（後期）において、男女共同参画に係る研修を実施した。	A	○			○	○	市職員の男女共同参画への理解を深めるため、引き続き研修を実施する。	人事課
			・全小・中学校における「人権・同和教育プログラム」を活用した学校人権教育研修会を実施した。 ・学校人権教育主任研修会 年3回 ・各教科等主任研修会 年2回	A	○					今後も男女平等に基づいた教育の推進を図るため、男女平等に関する内容を研修に組み込み、意識の高揚を図る。	教育支援課
11	男女共同参画の視点による市の広報、刊行物等の表現への配慮	市が発行する広報、刊行物等においては、「男は仕事、女は家事・育児」等の固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みにとらわれず、女性と男性の多様なイメージを積極的に取り上げる。	・初任者研修（後期）において、男女の役割や服装等に配慮した刊行物の作成についての講義を行った。 ・広報紙や市ホームページに掲載する記事の文章及びイラストについて、読む人に固定的な性別役割分担意識を持たせないような表現となるよう配慮した。	A	○	○		○	○	今後も引き続き、固定的な役割分担意識に捕らわれず、女性と男性の多様なイメージを積極的に取り上げるよう、各課に周知していく。	人権推進室
			広報紙では、固定的な性別役割分担意識にとらわれることのないよう、公正な文章にするとともに、掲載する写真やイラストは女性と男性それぞれ掲載するなど、表現の配慮を行った。	A	○			○		引き続き男女共同参画の視点による広報紙の作成に努める。	シティプロモーション課

●所管課評価

- A: 事業を実施し、成果が得られた
B: 事業を実施したが、成果があまり得られなかった
C: 事業を実施しなかった

●配慮度チェック

- ア: 固定的な役割分担にとらわれない事業内容になっているか
イ: 事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
ウ: 事業の実施にあたり男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮されているか
エ: 事業の方向性を男女共同参画に配慮したか
オ: 事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか

基本目標1 あらゆる分野で男女共同参画を進める意識づくり

方針1 男女共同参画・人権尊重意識の啓発

施策3 多様な性・多様な生き方への理解の促進

No.	事業名	事業内容	令和5年度の 具体的な取組	所管課 評価	配慮度チェック					課題・今後の取組	担当課
					ア	イ	ウ	エ	オ		
12	申請書、証明書等の公文書における性別記載欄の見直し	市が収集し、又は、発行する公文書で性別記載欄がある様式のうち、法律・政令等で定められているものを除き、性別記載欄を削除する。 また、市が行事等で行うアンケートについて、性別回答欄を設けないか、又は、参加者の男女比率を把握したい場合においても、男女の他に「回答しない」旨の欄を設置する。	市が収集し、又は発行する公文書及び市が行事等で実施するアンケートについて、性別記載欄を設けないこととするか、男女比率を把握したい場合は、男女の他に「回答しない」旨の欄を設置するよう周知を図った。	A				○	○	必要のない性別記載欄が存在していないか、定期的に確認するよう各課に周知していく。	人権推進室
13	研修会・講演会等の開催	性的マイノリティについて理解を深めるため、研修会・講演会等による啓発を図る。	性的マイノリティについて、理解を深めるため啓発資料を配布するとともに、研修会を実施した。 【初任者研修（後期）】 令和6年11月7日 参加者：56名 【男女共同参画関連講座】 令和6年1月10日 参加者：7名 【企業人権問題研修会】 令和6年1月10日 参加者：46名 【庁内人権啓発推進員研修会】 令和6年1月10日 参加者：53名	A	○	○	○	○	○	性的マイノリティについて情報を収集し、講座・講演会等の実施を検討する。	人権推進室
14	市職員・教職員に対する啓発	性的マイノリティについて理解を深めるため、市職員・教職員を対象とした研修会等を行い、啓発を図る。	新規採用職員を対象に、初任者研修（後期）において、性的マイノリティについての研修を実施した。	A	○				○	性的マイノリティについて理解を深めるため、引き続き研修を実施する。	人事課
			学校人権教育主任研修会において、県が作成した「性の多様性に係る相談対応ガイドブック」や児童生徒向けリーフレット、保護者向け啓発動画について周知を図った。	A	○				○	今後も継続して県の資料を活用し教職員への啓発を図る。	教育相談センター

●所管課評価

- A: 事業を実施し、成果が得られた
B: 事業を実施したが、成果があまり得られなかった
C: 事業を実施しなかった

●配慮度チェック

- ア: 固定的な役割分担にとらわれない事業内容になっているか
イ: 事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
ウ: 事業の実施にあたり男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮されているか
エ: 事業の方向性を男女共同参画に配慮したか
オ: 事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか

基本目標1 あらゆる分野で男女共同参画を進める意識づくり

方針1 男女共同参画・人権尊重意識の啓発

施策4 男女平等教育・学習の推進

No.	事業名	事業内容	令和5年度の 具体的な取組	所管課 評価	配慮度チェック					課題・今後の取組	担当課
					ア	イ	ウ	エ	オ		
15	男女平等教育の推進	学校教育における男女平等教育を一層充実させる。	各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間において、男女平等意識を育てる教育を推進した。	A	○					今後も引き続き各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間において、男女平等意識を育てる教育を推進していく。	教育支援課
16	性別にとらわれない生徒指導・進路指導の推進	性別にとらわれない生徒指導、進路指導、進路選択等の指導や助言を行うよう、進路指導担当者等に対する男女平等の研修の充実を図る。	進路指導主事研修会 年3回実施	A	○					特別活動を要とした進路キャリア教育を計画的に実施することを推進していく。	教育支援課
			生徒指導・学校教育相談主任研修会年2回	A	○					全学年において計画的かつ系統的な指導がされるよう情報提供を進める。また、事例研修等も取り入れていく。	教育相談センター
17	教職員・保育士を対象とした研修の充実	男女平等に基づいた教育や保育の推進を図るため、研修体系に男女平等に関する内容を組み込み、意識の高揚を図る。	新規採用職員を対象に、初任者研修（後期）において、男女共同参画研修を実施した。	A	○				○	男女平等に基づいた教育や保育の推進を図るため、引き続き研修を実施する。	人事課
			・全小・中学校における「人権・同和教育プログラム」を活用した学校人権教育研修会の実施 ・学校人権教育主任研修会 年3回 ・各教科等主任研修会 年2回	A	○					今後も男女平等に基づいた教育の推進を図るため、男女平等に関する内容を研修に組み込み、意識の高揚を図る。	教育支援課
18	家庭教育に関する学習機会や情報の提供	男女共同参画に関する家庭教育への支援を推進するために、保護者を対象とした関連講座や情報提供の充実を図る。	就学時健康診断・入学説明会で進めていた子育て講座は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止した。中学生を対象に子育てについて理解を図り学習する機会として行っていた子育て情報提供事業については、家庭科のカリキュラムにあることから廃止した。	C						感染症対策のため、就学時健康診断の実施方法が変更し入学説明会等でも講習会の時間がとりにくいとの意見があったため、今後の事業実施について検討が必要である。	こども支援課
			実施なし	C						地域や学校との連携が課題である。講座のテーマを考え、開催を検討していく。	中央公民館
19	生涯にわたる学習機会の充実	男女共同参画の視点に立った生涯学習を推進する。	男女共同参画関連講座及び男女共同参画パネル展を開催した。	A	○	○	○	○	○	男女共同参画に関する講演会・講座を引き続き実施していく。	人権推進室
			市内大学の協力の下、各大学の持つ人材・施設を活用するとともに、個々の大学の特性をいかし、専門的で質の高い講座を新設市内大学公開講座として開設した。また、各大学の持つ人材・施設を活用し、プラスカレッジを3コースで実施した。	A	○	○			○	今後も、本事業による生涯学習を推進する。	生涯学習スポーツ課
			男女共同参画講演会を開催した。 ・講座数 1講座 ・開催回数 1回 ・参加者数 59人	A	○	○	○	○	○	引き続き、実施していく。	中央公民館

●所管課評価

- A: 事業を実施し、成果が得られた
- B: 事業を実施したが、成果があまり得られなかった
- C: 事業を実施しなかった

●配慮度チェック

- ア: 固定的な役割分担にとらわれない事業内容になっているか
- イ: 事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
- ウ: 事業の実施にあたり男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮されているか
- エ: 事業の方向性を男女共同参画に配慮したか
- オ: 事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか

基本目標1 あらゆる分野で男女共同参画を進める意識づくり

方針2 施策方針決定の場への女性の参画推進

施策5 審議会等への女性の登用促進

No.	事業名	事業内容	令和5年度の 具体的な取組	所管課 評価	配慮度チェック					課題・今後の取組	担当課
					ア	イ	ウ	エ	オ		
20	委員数の男女均等の促進	政策方針決定の場の男女比の不均衡を是正するため、ポジティブ・アクション（積極的に格差を是正する措置）の考え方にに基づき、各種審議会等に女性委員を積極的に登用するとともに、女性委員のいない審議会等を解消する。また、女性委員の構成比率の目標を40%以上とし、令和9年度（2027年度）までに達成するように努める。	各所属長に対し、審議会等における委員会の改選時には、より積極的に女性委員を登用するとともに、内部会議やプロジェクトチーム等の委員についても、女性職員を積極的に登用するよう依頼した。 ・R4.4.1現在の女性委員の構成比率 35.2% ・R5.4.1現在の女性委員の構成比率 35.5%	A	○			○	○	今後も引き続き、女性の登用促進について協力を依頼する。	人権推進室

施策6 市議会等への参画意識の高揚

21	研修会・講演会等の開催	女性の政治参加を促進するため、研修会・講演会等を開催する。	実施なし	C						関係各課と連携し、女性の政治参加を促進するための講座・講演会等を実施していく。	人権推進室
			実施なし	C						講座のテーマを考え、開催を検討していく。	中央公民館

方針3 男女共同参画推進に対する市民の関心の向上

施策7 男女共同参画行政の推進

22	新座市男女共同参画推進条例の周知	パンフレットの配布等により、新座市男女共同参画推進条例の周知を図る。	男女共同参画パネル展及び市ホームページにおいて、男女共同参画条例の周知を行った。	A	○			○	○	様々な機会を捉え啓発活動等を実施していく。	人権推進室
			新座市男女共同参画情報紙などを館内に設置した。	A	○	○	○	○	○	引き続き、館内に設置していく。	中央公民館
23	男女平等の視点に立ったまちづくりの推進	SDGsの理念に基づき、ジェンダー平等の実現に向けたまちづくりを推進する。	男女共同参画への配慮についてうたった自治憲章条例及びSDGsのリーフレットを二十歳の集いで配布し、周知を図った。	A		○			○	引き続き機会を捉え、ジェンダー平等の考え方の周知を図る。	政策課

●所管課評価

- A: 事業を実施し、成果が得られた
B: 事業を実施したが、成果があまり得られなかった
C: 事業を実施しなかった

●配慮度チェック

- ア: 固定的な役割分担にとらわれない事業内容になっているか
イ: 事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
ウ: 事業の実施にあたり男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮されているか
エ: 事業の方向性を男女共同参画に配慮したか
オ: 事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか

基本目標2 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

方針4 女性への暴力の防止

施策8 女性への暴力の防止対策と被害者支援

No.	事業名	事業内容	令和5年度の 具体的な取組	所管課 評価	配慮度チェック					課題・今後の取組	担当課
					ア	イ	ウ	エ	オ		
24	研修会・講演会等の開催	DVや性暴力など女性への暴力を防止するため、意識の啓発を図るとともに、女性への暴力が人権侵害であるとの認識を深めるための研修会・講演会等を開催する。	各種研修会等において啓発活動を実施した。	A	○			○	○	様々な機会を捉え、啓発活動を実施していく。	人権推進室
			11月25日の「女性に対する暴力撤廃国際日」に合わせて以下を実施し、意識啓発を図った。 ・パープルリボン運動（パープルリボン（女性に対する暴力根絶のシンボル）シール入りポケットティッシュの配布） ・パープルリボンパネル展（十文字学園女子大学と協同開催） ・広報にいざ11月号にDV特集記事を掲載 ・DV関連図書及び資料の展示（中央図書館） 二十歳の集いの会場において、デートDV防止啓発カード入りポケットティッシュを配架した。	A	○	○	○	○	○	様々な機会を捉え、啓発活動を実施していく。	福祉政策課
			実施なし	C						講座の対象やテーマを考え、開催を検討する。	中央公民館
			県主催の研修会の通知を配布し、各学校での研修を促した。	A	○					今後も様々な研修機会を提供し、啓発を進めていく。	教育相談センター
25	DVの防止対策と被害者支援	DV防止に向けて、意識の啓発を図る。また、『配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画』を運用し、DVの防止と被害者への支援体制の充実を図る。	11月25日の「女性に対する暴力撤廃国際日」に合わせて以下を実施し、意識啓発を図った。 ・パープルリボン運動（パープルリボン（女性に対する暴力根絶のシンボル）シール入りポケットティッシュの配布） ・パープルリボンパネル展（十文字学園女子大学と協同開催） ・広報にいざ11月号にDV特集記事を掲載 ・DV関連図書及び資料の展示（中央図書館） 二十歳の集いの会場において、デートDV防止啓発カード入りポケットティッシュを配架した。 新座市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク会議を実施し、支援体制の充実を図った。	A	○	○	○	○	○	様々な機会を捉え、啓発活動を実施していく。 新座市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク会議の開催により、関係機関との連携を強化していく。	福祉政策課
26	相談・情報提供体制の充実	DVや性暴力など女性に対する暴力についての相談、情報提供体制の充実を図る。	国や県からのDV等暴力に関する情報等について、関係部署に情報提供を行った。	A	○			○	○	関係部署と連携し、情報提供を行っていく。	人権推進室
			DV等暴力についての相談を受け付け、庁内外関係機関と連携し支援を行った。 相談件数：327件 庁内外連携件数：658件	A	○	○	○	○	○	今後も引き続き、DVや性暴力など女性に対する暴力についての相談、情報提供体制の充実を図っていく。 令和6年度から配偶者暴力相談支援センター事業を実施する。	福祉政策課
			DVや女性に対する暴力に関する相談を受け付け、福祉政策課のDV被害者支援担当と連携し対応した。 相談件数：61件	A	○	○	○	○	○	今後も引き続き、相談を受けた場合にDV被害者支援担当と連携し対応していく。	福祉相談室

●所管課評価

- A: 事業を実施し、成果が得られた
B: 事業を実施したが、成果があまり得られなかった
C: 事業を実施しなかった

●配慮度チェック

- ア: 固定的な役割分担にとらわれない事業内容になっているか
イ: 事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
ウ: 事業の実施にあたり男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮されているか
エ: 事業の方向性を男女共同参画に配慮したか
オ: 事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか

基本目標2 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

方針5 生涯を通じた健康支援

施策9 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての意識啓発

No.	事業名	事業内容	令和5年度の 具体的な取組	所管課 評価	配慮度チェック					課題・今後の取組	担当課
					ア	イ	ウ	エ	オ		
27	研修会・講演会等の開催	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての理解を深めるため、研修会・講演会等を開催する。	実施なし	C						リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての情報収集を行い、講座・講演会等を実施していく。	人権推進室
			パパママ学級の中で妊娠・出産期の健康について実施した。 パパママ学級(改変したベビーコース1回)年12回開催 参加者数 母(実)168人(延)168人 父(実)163人(延)163人	A				○	○	情勢から検討した結果、定員は維持したまま回数を令和6年度から減少する。課題としては、LGBTQの方が参加した場合、フリートーク等の配慮も必要になる。	保健センター
			実施なし	C						思春期の子どもの保護者は、勤労者が多い等の理由であまり参加が見込めない。講座の対象やテーマを考え、開催を検討していく。	中央公民館
28	性に関する教育の推進	学校や家庭において性と生殖に関する教育を推進する。	小学校では保健及び特別活動において、中学校では保健体育科及び特別活動において、性に関する教育を推進した。	A	○					性に関する研修会への教員の積極的な参加を促すことで、具体的な授業の工夫について周知を図る。	教育支援課

施策10 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

29	ライフ・ステージに応じた健康づくりへの支援	男女が共に自らの身体について正しい情報を持ち、生涯を通じて、それぞれのライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を支援する。特に女性は、妊娠や出産の可能性もあり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意した取組を行う。	・乳がん及び子宮頸がん検診 10,471人 ・30代のからだチェック 142人	A					○	今後も引き続き実施する。	保健センター
30	相談・情報提供体制の充実	保健師、栄養士、助産師等による電話や来所相談のほか、精神科医による「精神保健相談」を実施し、からだこころの健康についての相談体制の充実を図る。また、女性が受診しやすい環境づくりを推進するため、医療機関の女性専門外来に関する情報を提供する。	・成人健康相談 563人 ・精神保健相談 9人、7回 ・その他、相談の内容に応じて対応した。	A		○		○	○	今後も引き続き実施する。	保健センター

●所管課評価

- A:事業を実施し、成果が得られた
B:事業を実施したが、成果があまり得られなかった
C:事業を実施しなかった

●配慮度チェック

- ア:固定的な役割分担にとらわれない事業内容になっているか
イ:事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
ウ:事業の実施にあたり男女双方(働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など)にとって参加・利用しやすいよう配慮されているか
エ:事業の方向性を男女共同参画に配慮したか
オ:事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか

基本目標2 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

方針6 男女共同参画の視点による防災対策

施策1-1 防災対策における女性の参画拡大

No.	事業名	事業内容	令和5年度の 具体的な取組	所管課 評価	配慮度チェック					課題・今後の取組	担当課
					ア	イ	ウ	エ	オ		
31	防災対策における女性の参画拡大の促進	男女双方の意見を幅広く取り入れるため、防災会議等における女性委員の参画拡大を図る。	市防災会議委員については、災害対策基本法第16条第6項に基づき、委員の構成を条例で定めている。令和5年度は、女性委員拡大のため、市職員における災害対策本部員以外の女性職員の登用を検討した。	B					○	防災対策は、関係機関において重要な案件であるため、相応の権限を有する者の参画が望ましいことや関係機関の人事に依存することから、女性の参画拡大については、限界がある。	危機管理室
32	自主防災組織等における女性の参画の促進	自主防災組織等における女性の参画を促進し、女性の意見が適正に反映されるよう努めるとともに、女性リーダーの育成を図る。	自主防災組織リーダー等育成研修会を開催し、防災士の外部講師を招いて、テーマを女性の視点を含んだ避難所運営についてとして、能登半島地震の例を参考に講演いただいた。 【防災組織リーダー等育成研修会】 2月3日（土）12:00から16:30 参加者：56名	A					○	防災組織連絡協議会総会や自主防災会主催の防災訓練の職員派遣等による防災講話で女性役員の登用についてのお願いをすることや避難所運営・地区防災計画作成においても女性の意見が反映できるよう、引き続き周知を行う。	危機管理室

施策1-2 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進

33	女性の視点を取り入れた防災対策の推進	災害時における避難所の運営や備品の確保など、女性の視点を取り入れた防災対策を進める。また、男女双方の視点に立った防災対策の重要性について、周知・啓発を図る。	災害時、配慮が必要な方が避難する際に提供する福祉避難スペースの確保として、妊産婦への配慮のほか、女性更衣室等にも使用できるよう、避難所における個室を確保するとともに、避難所ごとに作成した施設利用計画の改善に努めた。	A					○	指定避難所となっている私立大学等においても、更に理解していただけるよう努める。	危機管理室
----	--------------------	--	---	---	--	--	--	--	---	---	-------

方針7 生活上の様々な困難への支援

施策1-3 ひとり親家庭等への就労支援

34	相談・情報提供体制の充実	ひとり親家庭等の父母に対する就業を促進するための情報提供や相談等を行う。	母子・父子相談件数 ・生活援護相談 174件 ・自立援助相談 413件	A	○		○			引き続き情報提供や相談等を行っていく。	こども支援課
			県等と連携し、下記のとおり講座を開催した。 ・在宅ワーカー育成セミナー（1回／参加者171人） ・就職準備基礎セミナー（1回／参加者16人） また、ふるさとハローワークにおいて、パソコンによる就職情報の閲覧、相談員による職業相談を実施するとともに、課窓口で内職の情報提供を行った。 さらに、在宅ワークに関する情報について、チラシ等の設置を行った。	A				○		県や他市との講座の共催により、就業促進のための情報提供に努める。 また、引き続き、ハローワークとの連携強化に努める。	産業振興課

●所管課評価

- A: 事業を実施し、成果が得られた
B: 事業を実施したが、成果があまり得られなかった
C: 事業を実施しなかった

●配慮度チェック

- ア: 固定的な役割分担にとらわれない事業内容になっているか
イ: 事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
ウ: 事業の実施にあたり男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮されているか
エ: 事業の方向性を男女共同参画に配慮したか
オ: 事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか

基本目標2 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

方針7 生活上の様々な困難への支援

施策14 高齢者、障がい者の社会参加の促進

No.	事業名	事業内容	令和5年度の 具体的な取組	所管課 評価	配慮度チェック					課題・今後の取組	担当課
					ア	イ	ウ	エ	オ		
35	相談・情報 提供体制の 充実	高齢者や障がい者が住み慣れた地域でいきいきと生活するため、社会参加活動を促す研修会・講演会等を開催する。	老人クラブ連合会の活動を支援することにより、高齢者の生きがいづくりの拡大を図った。	A	○	○	○		○	老人クラブ連合会の各種事業の支援を継続していく。	長寿はつらつ課
			介護予防講演会と健康ミニ講座（はじめてみよう！フレイル予防！）、介護予防教室、オンライン介護予防教室を開催した。	A	○	○	○		○	引き続き、社会参加活動の促進を目指す。	介護保険課
			障がい者福祉センター（福祉の里）で、陶芸やハンドベル等障がい者向けの講座・教室を開催した。 実施講座・教室数：9講座	A	○	○				引き続き、障がい者の社会参加活動を促す講座・教室を行っていく。	障がい者福祉課
36	雇用・就労 の推進	地域の中で自立と社会参加を促進するため、高齢者、障がい者の就労支援の総合的な推進体制を整備する。	シルバー人材センターへの助成 会員数 1,685人 （女性 616人、男性 1,069人）	A					○	引き続きシルバー人材センターに対し、助成を行う。	長寿はつらつ課
			就労支援センターにおいて、障がい者の就労に関する相談を受け、個々の状況に応じた支援を行った。就労者については、就業先を訪問し、永く就労が続くよう支援を行った。 また、庁内実習を行い社会参加を促進するとともに、就労を目指した企業実習を行い、障がい者雇用の理解を深めた。 さらに、登録者の余暇活動を支援する「ゆめさくら事業」を実施した。 ・就労者数 191人 ・職場定着支援企業数 159社 ・職場定着支援等訪問回数 242回 ・実習者数 606人（延べ人数） ・ゆめさくら事業 3回実施、参加者24人	A	○					今後も継続して障がい者の就労支援を行う。	障がい者福祉課

施策15 多言語に対応した生活環境の整備

37	研修会・講演会等の開催	外国語の学習会、国際情報の講演会、異文化に関する研修会・講演会等を開催する。	韓国語入門講座、世界遺産への誘い〜ヴェネツィアとその潟〜、楽しい英会話ほか ・講座数 8講座 ・延べ開催数 16回 ・延べ参加者 250人	A	○	○	○	○	○	引き続き、実施していく。	中央公民館
38	外国語による情報提供等の行政サービスの充実	日常生活において必要な情報をふりがな付きの日本語のほか、外国語による表記を行い、誰もが行政サービスを受けられる体制づくりを推進する。	市ホームページ等において、ふりがな付きの日本語や外国語での情報発信を行った。また、職員を対象としてやさしい日本語講座を実施した。	A	○	○	○	○	○	引き続き、市ホームページ等を活用し、やさしい日本語やふりがな付きの日本語、外国語による情報発信を行う。	地域活動推進課

施策16 相談体制の充実

39	相談体制の 充実	男女共同参画推進のため、各種相談の充実に努める。	各種相談を実施し、以下のとおり実績があった。 ・行政相談（行政相談委員）2件 ・人権相談（人権擁護委員）1件	A	○	○	○	○	○	今後も引き続き、市民の身近な窓口として、様々な相談を受け付ける。	人権推進室
			日常の暮らしの中で身近に抱えている心配事、悩み事等について、市民が安心して相談できるように、法律相談、税務相談、不動産相談、年金・社会保険・労働相談を無料で実施した。	A	○	○	○	○	○	引き続き相談業務を実施し、市民にとってより良い相談業務となるよう、検討を進めていく。	地域活動推進課
			性別による差別的扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合の相談等を受け付けた。 相談件数：61件	A	○	○	○	○	○	今後も引き続き、市民の身近な相談窓口として、様々な相談を受け付けていく。 令和6年度から、開室日を週5日に拡充する。	福祉相談室

●所管課評価

- A: 事業を実施し、成果が得られた
B: 事業を実施したが、成果があまり得られなかった
C: 事業を実施しなかった

●配慮度チェック

- ア: 固定的な役割分担にとらわれない事業内容になっているか
イ: 事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
ウ: 事業の実施にあたり男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮されているか
エ: 事業の方向性を男女共同参画に配慮したか
オ: 事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか

基本目標3 男女ともに働きやすい環境づくり

方針8 女性の就労・活動支援

施策17 女性の就労・起業支援

No.	事業名	事業内容	令和5年度の 具体的な取組	所管課 評価	配慮度チェック					課題・今後の取組	担当課
					ア	イ	ウ	エ	オ		
40	研修会・講演会等の開催	女性の就労・起業をサポートするため、就労に有効な資格の取得等に関する情報を提供する。また、転職、再就職支援のための研修会・講演会等を開催する。	県男女共同参画推進センターが実施しているセミナー等のチラシの設置及びポスターの掲示を行った。	A	○			○	○	関係各課と連携し、求人情報の提供等に努めるとともに、講座・講演会等を実施していく。	人権推進室
			県等と連携し、下記のとおり講座及び面接会を開催した。 ・新座・志木地域合同就職相談会（1回／参加者45人） ・在宅ワーカー育成セミナー（1回／参加者171人） ・女性キャリアセンター出前セミナー（1回／参加者28人） ・地域若者サポートステーション利用者による体験談セミナー（1回／参加者4人） ・シニア世代対象就職面接会（1回／参加者76人） ・就職準備基礎セミナー（1回／参加者16人） また、ふるさとハローワークにおいて、パソコンによる就職情報の閲覧、相談員による職業相談を実施するとともに、課窓口で内職の情報提供を行った。 さらに、在宅ワークに関する情報について、チラシ等の設置を行った。	A	○		○		○	県や他市との共催、市内各所での開催により、効率的な参加者の確保に努める。 また、引き続き、ハローワークとの連携強化に努める。	産業振興課
			実施なし	C						講座のテーマを考え、開催について検討していく。	中央公民館
41	男女賃金格差等の解消に向けての啓発	性差による昇進や賃金の格差是正に向け、事業所等に啓発を行う。	様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、市内の事業所を対象とした研修会を実施するとともに、啓発資料を配布した。 【企業人権問題研修会】 令和6年1月10日 参加者：46名（44社）	A	○	○	○	○	○	男女共同参画をはじめとする人権問題に対する正しい理解と認識を深めてもらえるよう内容を検討し、研修会等を実施していく。	人権推進室
			国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市HPを通じた情報発信を実施した。	A			○		○	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	産業振興課
42	相談・情報提供体制の充実	就職や起業、地域活動等にチャレンジしようと考えている女性を支援するため、各種相談、情報提供体制の充実を図る。	就職に関する支援については、キャリアカウンセラーによる就労相談の実施や、市HPを通じた情報発信を実施した。 また、いざビジネスサポート（事業者向け経営相談事業）において、創業目指す方の相談及びセミナーによる支援を実施した。	A	○		○		○	引き続き就労相談事業・いざビジネスサポート事業の実施及び情報発信に努める。	産業振興課

施策18 自営業、農業等における男女共同参画の推進

43	自営業、農業等における男女共同参画経営に関する啓発	女性が家族従業者として果たしている役割の重要性が適正に評価されるように、各種団体と連携して啓発に努めるとともに、家族経営協定の周知などの情報提供を行う。	国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市HPを通じた情報発信を実施した。	A			○			機会を捉え、効果的な啓発に努める。	産業振興課
----	---------------------------	--	---	---	--	--	---	--	--	-------------------	-------

●所管課評価

- A: 事業を実施し、成果が得られた
B: 事業を実施したが、成果があまり得られなかった
C: 事業を実施しなかった

●配慮度チェック

- ア: 固定的な役割分担にとらわれない事業内容になっているか
イ: 事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
ウ: 事業の実施にあたり男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮されているか
エ: 事業の方向性を男女共同参画に配慮したか
オ: 事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか

基本目標3 男女ともに働きやすい環境づくり

方針9 多様な働き方

施策19 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及啓発

No.	事業名	事業内容	令和5年度の 具体的な取組	所管課 評価	配慮度チェック					課題・今後の取組	担当課	
					ア	イ	ウ	エ	オ			
44	研修会・講演会等の開催	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けて、意識啓発、情報提供を行うとともに、研修会・講演会等を開催する。	県男女共同参画推進センターが実施しているセミナー等のチラシの設置及びポスターの掲示を行った。	A	○				○	○	関係各課と連携し、情報の提供等に努めるとともに、講座・講演会等を実施していく。	人権推進室
			実施なし	C							講座のテーマを考え、開催について検討していく。	中央公民館
45	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する意識啓発	労働時間の短縮や育児・介護休業法等の関連法規の周知と啓発を行うとともに、仕事と家事・育児等の両立支援を図るための情報提供を行う。	実施なし	C							機会を捉え、効果的な啓発に努める。	人権推進室
			国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市HPを通じた情報発信を実施した。	A	○		○		○		機会を捉え、効果的な啓発に努める。	産業振興課

施策20 子育て・介護の支援体制の充実

46	子育てや介護を支援する体制の充実	待機児童の解消を目的とした保育所の整備、放課後児童保育室の整備、障がいのある子どもへの支援などの子育て支援サービスの充実や介護サービスの充実を図る。	狭あい化の解消を目的として、新たに野寺放課後児童保育室を建設するため、設計を行った。	A	○	○	○	○	○	野寺放課後児童保育室建設に向けて工事を進める。	保育課
			第8期新座市介護保険事業計画において、整備目標としていた定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護について、令和3年度から令和4年度にかけて公募及び選定を実施し、令和5年度に開設した。	A	○	○	○		○	引き続き事業を継続していく。	介護保険課
			地域からの子どもの発達に関する相談について、臨床心理士や児童相談員等の専門職員を配置し、様々な相談に対応できるようにした。更に地域からの相談向けにリーフレットを作成し、公立保育園や小中学校、児童発達支援事業所や放課後デイサービス等に配布し周知を図った。	A					○	引き続き、様々な機会を捉えられるよう、年頭に置いて活動等を実施していく。	児童発達支援センター
47	保育・子育て支援サービスの充実	多様な保育ニーズに応えるため、一時保育や病後児保育、放課後児童保育室など安心して子育てできる環境を整備する。また、ファミリー・サポート・センターなど、こどもを地域で支える仕組みや子育て中の人々が精神的な不安や負担を軽減できるよう、気軽に相談できる場の充実を図る。	【ファミリー・サポート・センター】 援助件数 4,392件 会員登録数 利用会員 1,493人 両方会員 99人 協力会員 348人 合計 1,940人 【地域子育て支援センター】 地域子育て支援センター11か所の運営を委託した。	A				○	○	引き続き、子どもを地域で支える仕組みや子育て中、就労中の人々が保育における精神的な不安や負担を軽減できるよう、気軽に相談できる場の充実を図る。	こども支援課
			多様な保育ニーズに応えるため、一時保育や病後児保育、放課後児童保育室など安心して子育てできる環境を整備した。	A	○	○	○	○	○	引き続き、安心して子育てできる環境を整備する。	保育課

●所管課評価

- A: 事業を実施し、成果が得られた
B: 事業を実施したが、成果があまり得られなかった
C: 事業を実施しなかった

●配慮度チェック

- ア: 固定的な役割分担にとらわれない事業内容になっているか
イ: 事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
ウ: 事業の実施にあたり男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮されているか
エ: 事業の方向性を男女共同参画に配慮したか
オ: 事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか

基本目標3 男女ともに働きやすい環境づくり

方針9 多様な働き方

施策20 子育て・介護の支援体制の充実

No.	事業名	事業内容	令和5年度の 具体的な取組	所管課 評価	配慮度チェック					課題・今後の取組	担当課
					ア	イ	ウ	エ	オ		
48	子育てに関する相談体制の充実	家庭において児童を適切に養育するため、また、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉についての相談体制の充実を図る。	家庭児童相談は、家庭児童相談員が電話や家庭訪問、来庁での面接で対応している。 また、相談内容によっては、専門機関への紹介及び専門相談員（言語聴覚士・臨床心理士）による相談を行った。 家庭児童相談室相談延件数 8,956件	A			○			引き続き専門機関との連携を図り、相談事業を行う。	こども支援課
49	父親の子育て参加の推進	男性の子育て参加を促進し、男女平等の子育て環境を作るために、妊娠、出産、育児について父母が共に学習できる機会を提供する。	①育児学級 年11回開催（2/6は前日の降雪の影響で開催中止） 参加延人数108人（父親参加延べ人数4人） 育児学級の中で、父親の育児参加について啓発した。 ②健康教育 ・子ども食育料理教室 1回 19人 子ども食育料理教室で、男性の参加あり。 調理について学び実習する機会を提供した。 ③パパママ学級 パパママ学級（改変したベビーコース1回） 年12回開催 参加者数 母（実）168人（延）168人 父（実）163人（延）163人	A	○			○		①児1人に対し保護者2名まで参加可能へと変更。定員数を10組から12組へ引き上げ引き続き実施。 ②令和5年度は男の料理講習会は開催しなかった。今後は未定。 子ども食育料理講習会は、引き続き実施。 ③情勢から検討した結果、定員は維持したまま回数を令和6年度から減少する。	保健センター
50	介護保険事業の周知・啓発	介護の負担を家族、特に女性に集中させることなく社会全体で支えるため、介護保険制度の周知・啓発を図る。	介護保険制度に関するパンフレットを作成し、介護保険課、長寿はつらつ課窓口等への設置により、制度の普及啓発を図った。	A	○	○			○	引き続き制度の普及啓発に努める。	介護保険課
51	相談・情報提供体制の充実	生活全般にかかわる様々な問題についての相談や、保健・医療・介護・福祉サービスの利用援助、情報提供等を行う総合的な相談・情報提供体制を整備し、高齢者や障がい者の地域での生活を援助する。	「高齢者をささえるやさしい手」（高齢者のための福祉・保健・医療パンフレット）を見やすいものに改訂し、長寿はつらつ課や高齢者相談センターでの配布及び市ホームページに掲載することで、高齢者福祉サービスや保健、医療制度等についての案内・周知を行った。	A	○					引き続き、案内・周知を実施していく。	長寿はつらつ課
			市内8か所の高齢者相談センターにおいて総合相談支援や権利擁護等の事業を実施し、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるように総合的に支援した。	A	○	○	○	○	○	引き続き事業を継続していく。	介護保険課
			地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターを2か所設置し、総合的・専門的な相談支援や地域の相談支援体制の強化、虐待防止の取組等を実施してる。	A		○				専門部会を含む新座市地域自立支援協議会と連携し、地域に応じた支援体制の充実を図る。	障がい者福祉課

●所管課評価

- A: 事業を実施し、成果が得られた
- B: 事業を実施したが、成果があまり得られなかった
- C: 事業を実施しなかった

●配慮度チェック

- ア: 固定的な役割分担にとらわれない事業内容になっているか
- イ: 事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
- ウ: 事業の実施にあたり男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮されているか
- エ: 事業の方向性を男女共同参画に配慮したか
- オ: 事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか

基本目標3 男女ともに働きやすい環境づくり

方針9 多様な働き方

施策21 男性の家事・育児・介護への参加促進

No.	事業名	事業内容	令和5年度の 具体的な取組	所管課 評価	配慮度チェック					課題・今後の取組	担当課
					ア	イ	ウ	エ	オ		
52	研修会・講演会等の開催	家事・育児・介護への関心や興味を高め、参加の促進につながるような研修会・講演会等を開催する。	先輩男性職員による子育てに関する座談会を実施した。	A	○				○	今後も家事・育児、介護への関心や興味を高め、参加の促進につながるような研修会・講演会等を開催する必要がある。	人事課
			男女共同参画週間パネル展を実施【テーマ】統計に見る女性の「仕事」と「生活」のいま ・A2版16枚のパネル ・アンケート回答数 3枚	A	○	○	○	○	○	男女共同参画の動向や講座・講演会等の情報をより効果的なタイミングで実施するよう努める。内容の充実に努める。	人権推進室
			児童センター及び地域子育て支援センターで父親支援事業を実施した。	A	○	○				引き続き、児童センター及び地域子育て支援センターで父親支援事業の実施を図る。	こども支援課
			国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市HPを通じた情報発信を実施した。	A	○		○		○	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	産業振興課
			介護予防講演会と健康ミニ講座（はじめてみよう！フレイル予防！）、介護予防教室、オンライン介護予防教室の開催	A	○	○	○		○	引き続き、講演会等の開催を検討する。	介護保険課
			①育児学級 年11回開催（2/6は前日の降雪の影響で開催中止） 参加延人数108人（父親参加延べ人数4人） 育児学級の中で、父親の育児参加について啓発した。 ②健康教育 ・子ども食育料理教室 1回 19人 子ども食育料理教室で、男性の参加あり。 調理について学び実習する機会を提供した。 ③パパママ学級 パパママ学級（改変したベビーコース1回） 年12回開催 参加者数 母（実）168人（延）168人 父（実）163人（延）163人	A	○				○	①児1人に対し保護者2名まで参加可能へと変更。定員数を10組から12組へ引き上げ引き続き実施。 ②令和5年度は男の料理講習会は開催しなかった。今後は未定。 子ども食育料理講習会は、引き続き実施。 ③情勢から検討した結果、定員は維持したまま回数を令和6年度から減少する。	保健センター
			実施なし	C						講座のテーマを考え、開催について検討していく。	中央公民館

●所管課評価

- A: 事業を実施し、成果が得られた
B: 事業を実施したが、成果があまり得られなかった
C: 事業を実施しなかった

●配慮度チェック

- ア: 固定的な役割分担にとらわれない事業内容になっているか
イ: 事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
ウ: 事業の実施にあたり男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮されているか
エ: 事業の方向性を男女共同参画に配慮したか
オ: 事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか

基本目標3 男女ともに働きやすい環境づくり

方針9 多様な働き方

施策2.1 男性の家事・育児・介護への参加促進

No.	事業名	事業内容	令和5年度の 具体的な取組	所管課 評価	配慮度チェック					課題・今後の取組	担当課
					ア	イ	ウ	エ	オ		
53	家事・育児・介護等へ参画するための啓発	男性が家事・育児・介護等へ積極的に参画する家庭づくりを進めるため、啓発に努める。	県男女共同参画推進センターが実施しているセミナー等のチラシの設置及びポスターの掲示を行った。	A	○			○	○	様々な機会を捉え啓発活動を実施していく。	人権推進室
			児童センター及び地域子育て支援センターで父親支援事業を実施した。	A	○	○				引き続き、児童センター及び地域子育て支援センターで父親支援事業の実施を図る。	こども支援課
			国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市HPを通じて情報発信を実施した。	A	○		○		○	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	産業振興課
			介護予防ガイドブックや、地域活動マップ、運動プログラム集等、各種冊子の配布及びホームページ等による周知啓発を実施した。	A	○	○	○		○	引き続き、啓発を実施する。	介護保険課
			①育児学級 年11回開催（2/6は前日の降雪の影響で開催中止） 参加延人数108人（父親参加延べ人数4人） 育児学級の中で、父親の育児参加について啓発した。 ②健康教育 ・子ども食育料理教室 1回 19人 子ども食育料理教室で、男性の参加あり。 調理について学び実習する機会を提供した。 ③パパママ学級 パパママ学級（改変したベビーコース1回） 年12回開催 参加者数 母（実）168人（延）168人 父（実）163人（延）163人	A	○				○	①児1人に対し保護者2名まで参加可能へと変更。定員数を10組から12組へ引き上げ引き続き実施。 ②令和5年度は男の料理講習会は開催しなかった。今後は未定。 子ども食育料理講習会は、引き続き実施。 ③情勢から検討した結果、定員は維持したまま回数を令和6年度から減少する。	保健センター

施策2.2 多様な働き方を推進するための職場環境の整備

54	市内事業所等との連携	職場での男女共同参画について理解を深めるため、市内事業所等に向けて啓発や情報提供を行う。	様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、市内の事業所を対象とした研修会を実施するとともに、啓発資料を配布した。 【企業人権問題研修会】 令和6年1月10日 参加者：46名（44社）	A	○	○	○	○	○	男女共同参画をはじめとする人権問題に対する正しい理解と認識を深めてもらえるよう内容を検討し、研修会を実施していく。	人権推進室
			国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市HPを通じて情報発信を実施した。	A			○		○	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	産業振興課
55	労働関連法令の周知	「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」、「女性活躍推進法」等の労働関連法令の周知を図る。	国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市HPを通じて情報発信を実施した。	A			○		○	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	産業振興課
56	労働時間の短縮	女性と男性の労働者が職業生活、家庭生活、地域活動に共に参加することができるよう、事業所に対して労働時間短縮への啓発を図る。 また、ノー残業デーの推進に努める。	情報システム課に依頼し、毎週水曜日にポップアップを出した。また、年2回ノー残業weeksを実施し、労働時間短縮に向けた取組を行った。	A			○			毎週水曜日のポップアップ、ノー残業weeksの実施を引き続き行う。	人事課
			国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市HPを通じて情報発信を実施した。	A			○		○	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	産業振興課

●所管課評価

- A: 事業を実施し、成果が得られた
B: 事業を実施したが、成果があまり得られなかった
C: 事業を実施しなかった

●配慮度チェック

- ア: 固定的な役割分担にとらわれない事業内容になっているか
イ: 事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
ウ: 事業の実施にあたり男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮されているか
エ: 事業の方向性を男女共同参画に配慮したか
オ: 事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか

基本目標3 男女ともに働きやすい環境づくり

方針9 多様な働き方

施策2.2 多様な働き方を推進するための職場環境の整備

No.	事業名	事業内容	令和5年度の 具体的な取組	所管課 評価	配慮度チェック					課題・今後の取組	担当課
					ア	イ	ウ	エ	オ		
57	「パートタイム・有期雇用労働法」及び「労働者派遣法」の周知	パートタイム・有期雇用労働者・派遣労働者等の非正規労働者等の労働条件が向上するよう、「パートタイム・有期雇用労働法」及び「労働者派遣法」の周知を図る。	国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市HPを通じた情報発信を実施した。	A			○			機会を捉え、効果的な啓発に努める。	産業振興課
58	男性中心型労働慣行の見直しのための啓発	男性正社員を前提とした長時間労働、既婚女性の家事補助的な非正規雇用などを特徴とする働き方を見直すため、各種団体と連携して啓発に努める。	実施なし	C						関係各課と連携し、啓発に努める。	人権推進室
			国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市HPを通じた情報発信を実施した。	A			○			機会を捉え、効果的な啓発に努める。	産業振興課
59	就労や起業に関する支援	転職や再就職、起業を目指す市民を対象に、労働関係機関等と連携しながら講座等を開催する。また、ふるさとハローワークやハローワークと連携を密にし、求人情報の提供に努めるとともに、在宅ワークに関する情報提供などを行う。	県男女共同参画推進センターが実施しているセミナー等のチラシの設置及びポスターの掲示を行った。	A	○			○	○	関係各課各課と連携し、求人情報の提供等に努めていく。	人権推進室
			県等と連携し、下記のとおり講座及び面接会を開催した。 ・新座・志木地域合同就職相談会（1回／参加者45人） ・在宅ワーカー育成セミナー（1回／参加者171人） ・女性キャリアセンター出前セミナー（1回／参加者28人） ・地域若者サポートステーション利用者による体験談セミナー（1回／参加者4人） ・シニア世代対象就職面接会（1回／参加者76人） ・就職準備基礎セミナー（1回／参加者16人） また、ふるさとハローワークにおいて、パソコンによる就職情報の閲覧、相談員による職業相談を実施するとともに、課窓口で内職の情報提供を行った。 さらに、在宅ワークに関する情報について、チラシ等の設置を行った。 また、いざビジネスサポート（事業者向け経営相談事業）において、創業目指す方の相談及びセミナーによる支援を実施した。	A					○	県や他市との共催、市内各所での開催により、効率的な参加者の確保に努める。 また、引き続き、ハローワークとの連携強化に努めるとともに、いざビジネスサポートによる創業支援を実施する。	産業振興課
			実施なし	C						講座のテーマを考え、開催について検討していく。	中央公民館
			実施なし	C						関係各課と連携し、推進に努める。	人権推進室
60	テレワークの導入・オンラインの活用のための啓発推進	時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方を実現するため、テレワークの普及促進に向けた啓発を行う。併せて事業所等に対しても、テレワークの推進の呼びかけを行う。	実施なし	C						関係各課と連携し、推進に努める。	人権推進室
			県等と連携し、下記のとおり講座及び面接会を開催した。 ・在宅ワーカー育成セミナー（1回／参加者171人） さらに、在宅ワークに関する情報について、チラシ等の設置を行った。	A				○		県や他市との共催、市内各所での開催により、効率的な参加者の確保に努める。 また、引き続き、ハローワークとの連携強化に努める。	産業振興課

●所管課評価

- A: 事業を実施し、成果が得られた
B: 事業を実施したが、成果があまり得られなかった
C: 事業を実施しなかった

●配慮度チェック

- ア: 固定的な役割分担にとらわれない事業内容になっているか
イ: 事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
ウ: 事業の実施にあたり男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮されているか
エ: 事業の方向性を男女共同参画に配慮したか
オ: 事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか

基本目標3 男女ともに働きやすい環境づくり

方針10 職場における男女の均等待遇の整備

施策23 ポジティブ・アクション（積極的に格差を是正する措置）の推進

No.	事業名	事業内容	令和5年度の 具体的な取組	所管課 評価	配慮度チェック					課題・今後の取組	担当課
					ア	イ	ウ	エ	オ		
61	方針決定の 場への女性の 参画促進	女性の役員等への登用を 進めるため、ポジティ ブ・アクション（積極的 に格差を是正する措置） に関する情報を幅広く提 供する。	実施なし	C						様々な機会を捉え、効果 的な啓発に努める。	人権推進室
			国・県等関係機関が発行する啓発資料等の 配布や市HPを通じた情報発信を実施し た。	A			○			機会を捉え、効果的な啓 発に努める。	産業振興課
62	市の女性職 員の管理職 への登用	市政運営における男女共 同参画を推進するため、 市の女性職員の管理職へ の登用を推進する。また、 研修等を充実させ、 人材育成を推進する。	・女性職員のうち管理職の割合は16.6%で、 令和4年度から1.3ポイント増であった。 ・管理職員における女性職員の割合は40.5% で、令和4年度から2.2ポイント増だった。 ・女性職員のキャリアデザインに関する研 修（主任級・係長級）に2名を派遣した。	A			○			女性職員の管理職への登 用、研修を引き続き実施 していく。	人事課
63	管理職を目 指す市の女 性職員に対 する指導及 び相談体制 の充実	管理職を目指す市の女性 職員に対して、現役の女 性管理職員が指導すると ともに、相談体制の充実 を図る。	彩の国さいたま人づくり広域連合が実施す る女性職員のキャリアデザインに関する研 修（主査・主幹級／主任級）に職員を派遣 した。	A				○	○	引き続き、女性職員の キャリアアップに関する 研修を実施する。	人事課

施策24 男女共同参画を阻害するハラスメント防止の徹底

64	男女共同参 画を阻害す るハラスメ ント防止の ための啓発 推進	セクシュアル・ハラスメ ント、パワー・ハラスメ ント、マタニティ・ハラ スメント等の男女共同参 画を阻害するハラスメン トの防止のため、事業所 等に啓発を行う。	国・県等関係機関が発行する啓発資料等の 配布や市HPを通じた情報発信を実施し た。	A			○			機会を捉え、効果的な啓 発に努める。	産業振興課
65	相談・情報 提供体制の 充実	職場における差別やセク シュアル・ハラスメント 等の労働問題の解決のた め、各種相談や情報提供 体制の充実を図る。	各種相談を実施し、以下のとおり実績が あった。 ・行政相談（行政相談委員） 2件 ・人権相談（人権擁護委員） 1件	A	○	○	○	○	○	今後も引き続き、市民の 身近な窓口として、様々 な相談を受け付ける。	人権推進室
			国・県等関係機関が発行する啓発資料等の 配布や市HPを通じた情報発信を実施し た。	A			○			機会を捉え、効果的な啓 発に努める。	産業振興課

●所管課評価

- A: 事業を実施し、成果が得られた
B: 事業を実施したが、成果があまり得られなかった
C: 事業を実施しなかった

●配慮度チェック

- ア: 固定的な役割分担にとらわれない事業内容になっているか
イ: 事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
ウ: 事業の実施にあたり男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮されているか
エ: 事業の方向性を男女共同参画に配慮したか
オ: 事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか

令和 5 年度 男女共同参画年次報告書

令和 6 年 9 月発行

発行 新座市総務部人権推進室

〒352-8623 新座市野火止一丁目 1 番 1 号

TEL 048-477-1513

ホームページ <http://www.city.niiza.lg.jp/>